

**新宮市社会福祉協議会共同募金配分金助成事業**  
**令和3年度MACHI（まち）サポート募金**  
**助成実施要項**

**1. 主旨**

この実施要項は、福祉のまちづくりや地域の活性化に取り組む活動に対し、その活動資金を助成することを目的に定める。

**2. 助成対象団体**

助成対象団体は、新宮市ボランティア・市民活動センターに登録された団体とする。

※ 過去に助成を受けた団体も本申請はできるが、総申請額が下記6. の助成金の総額を超過する場合は、事業内容に関わらず減額または助成できないこともある。

**3. 助成事業の実施**

この事業の実施は、令和3年5月から令和4年2月末までの期間とする。

**4. 助成事業の内容**

新宮市内で、地域を活性化し、住みよいまちづくりを実践しようとする事業に助成する。

【助成対象とならない例】

- ・家賃や電話代など、従来より継続している事業に係る事務費
- ・団体の会員等に係る人件費や、会員等の飲食費
- ・既に発注または購入している物品の費用

**5. 助成の金額**

事業に対する助成額は1件につき10万円を限度とする。

**6. 助成金の総額**

助成金の総額は50万円とする。但し、募金実績額の増減によってはこの限りではない。

**7. 助成の申請方法と決定方法**

別に定める申請書により、令和3年3月19日までに新宮市社会福祉協議会に提出し、新宮市社会福祉協議会は配分委員会で審査し、その結果を通知する。

**8. 助成金の交付**

助成金の交付は、所定の提出書類を確認の上、新宮市社会福祉協議会より交付する。

**9. 事業完了報告書**

助成を受けた団体は、事業完了後、1ヶ月以内に「事業完了報告書」を提出しなければならない。